

第31回
消費者教育推進会議

議事録

消費者庁消費者教育推進課

第31回消費者教育推進会議 議事次第

1 日 時 令和4年2月9日（水）16:00～18:00

2 場 所 オンライン開催

3 議題

- 1 会長選出
- 2 会長代理指名
- 3 委員挨拶
- 4 今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）
- 5 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直しについて
- 6 成年年齢引下げに伴う動きについて（報告）

4 出席者（敬称略・五十音順）

委員：東 珠実、安藤 千晶、飯泉 嘉門、色川 卓男、岩本 諭、柿野 成美、川野 玲子、
坂倉 忠夫、坂本 有芳、生水 裕美、武井 敏一、楯 美和子、田中 喜陽、
永沢 裕美子、長島 淑子、中村 新造、前田 景子、宮木 由貴子、山田 洋子

5 配布資料

資料1 委員名簿

資料2 幹事名簿

資料3－1 今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）

資料3－2 第5期消費者教育推進会議スケジュール（案）

資料4－1 消費者教育の推進に関する基本的な方針の見直しについて

資料4－2 基本方針の見直しの論点案について

資料5 成年年齢引下げに伴う動きについて（報告）

（参考資料）

参考資料1 第4期消費者教育推進会議分科会等の取りまとめ概要

参考資料2 基本方針見直しに関する参考資料集

参考資料3 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）

参考資料4 消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月閣議決定、平成30年3月変更）

参考資料5 第4期消費者教育推進会議における審議の概要等及び今後の消費者教育推進会議における検討課題について

参考資料6 消費者基本計画工程表（基本方針関連部分抜粋）

○吉村消費者教育推進課長 それでは、時間になりますので、事務局のほうからまず事務連絡をさせていただきます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえまして、全面オンラインでの会議とさせていただいております。

それに伴いまして、本日御出席の皆様におかれましては、会議開催中、御自身が発言される場合を除きまして、マイク機能につきましてはミュートにしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより第31回「消費者教育推進会議」を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、第5期の消費者教育推進会議の初回の会議でございますので、会長選出までの間につきましては事務局のほうで進行をさせていただきます。

本日につきましては、高山委員につきましては御欠席、坂本委員、生水委員、中村委員については遅れて御参加される予定とお伺いしております。

それでは、まず最初に、消費者及び食品安全担当の若宮特命担当大臣より一言御挨拶をいただきます。

○若宮大臣 皆様、こんにちは。消費者及び食品安全担当大臣の若宮健嗣でございます。

第5期の「消費者教育推進会議」の初回となります会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、新たに御就任いただきました委員の皆様、そして引き続き御就任いただいております委員の皆様方には、日頃より消費者教育の推進に御尽力をいただいている、厚く御礼申し上げます。

近年、新型コロナウイルス感染症や社会のデジタル化、脱炭素やSDGsといった持続可能な社会の構築に向けた機運の高まりなど、社会情勢が大きく変化するとともに、高齢化の進展など、消費者も多様化いたしております。

さらに、本年4月からの成年年齢の18歳への引き下げを控え、若年者の消費者被害防止対策が非常に重要であり、総理の施政方針演説でもその旨が示されたところでございます。

こうした中、「だまされない」、「被害に遭わない」、そして「事業者と協働してよりよい経済社会の構築の一躍を担う」消費者を育成する消費者教育の意義は、ますます高まっていると感じております。

第5期は、こうした消費者を取り巻く様々な変化を踏まえ、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直しについて御議論いただくことになります。

消費者教育のさらなる推進に向け、委員の皆様に、活発な御議論と一層の御指導をお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉村消費者教育推進課長 若宮大臣、ありがとうございました。

若宮大臣におかれましては、公務のため、こちらで退席となります。

(若宮大臣退室)

○吉村消費者教育推進課長 それから、報道関係の方のカメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきます。御協力よろしくお願ひいたします。

(カメラ撮り終了)

○吉村消費者教育推進課長 それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、お手元の議事次第を御覧ください。

本日の議題につきましては6点、「1 会長選出」、「2 会長代理指名」、「3 委員挨拶」、「4 今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）」、「5 『消費者教育の推進に関する基本的な方針』の見直しについて」、「6 成年年齢引下げに伴う動きについて（報告）」でございます。

委員の御紹介につきましては、お手元の資料1の委員名簿によって代えさせていただければと思っておりますけれども、後ほど御出席の皆様には御挨拶をお願いする予定であります。

また、この会議は幹事というものを置くことになっておりますけれども、幹事の紹介につきましてはお手元の資料2をもちまして代えさせていただきます。

それでは、議題1の「会長選出」に移らせていただきます。消費者教育推進会議令の第4条におきまして、「互選により選任する」ということになっておりますけれども、委員の皆様におかれましては、会長につきましてどなたか御推薦などはございますでしょうか。

坂倉委員、よろしくお願ひいたします。

○坂倉委員 ACAPの坂倉でございます。

会長の選任でございますが、前期も会長を務められた東委員を推薦いたします。東委員は、これまでにもこの推進会議での議論をよく御存じですし、消費者教育に関する知見や御経験も大変豊富でいらっしゃいますので、東委員に会長をお願いするのがよろしいと考え、推薦いたします。

よろしくお願ひします。

○吉村消費者教育推進課長 坂倉委員、ありがとうございました。

委員の皆様方、今、坂倉委員から東委員を会長にという御推薦がございましたけれども、いかがでございますでしょうか。皆さん、よろしゅうございますでしょうか。

(委員首肯)

坂倉委員からマークを出していただきましたけれども、皆さん御賛同と受け止めさせていただきました。東委員に会長をお願いするということにさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、東委員、会長に御就任いただければと思思いますけれども、いかがでしょうか。

○東委員 恐れ入ります。大変僭越でございますが、よろしくお願ひいたします。

○吉村消費者教育推進課長 東委員、ありがとうございました。

それでは、今後、東会長に議事の進行をお願いできればと思っておりますけれども、東会長におかれましては、まず冒頭に一言御挨拶をいただきますとともに、会長の代理につ

きましては会長の指名によるということになっておりますので、併せまして、会長代理の御指名をお願いできればと思っております。

東会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 それでは、失礼いたします。改めまして、東でございます。

今期、会長を引き続き務めさせていただきます。皆様の御協力により進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、早速4月に成年年齢の引下げということがございます。消費者庁、関係省庁、そして、委員の皆様の関係団体、関係機関等で既に十分な対応、準備をされていることと思いますが、とはいえ、実際に4月以降どのような状況になるのかということにつきましては、この推進会議としても本当に注意深く見守っていかなければと思っております。

また、冒頭、大臣からのお話にもございましたけれども、今期は基本方針の見直しについても大きなテーマになっておりますし、前期からの推進会議の取りまとめの中で、社会のデジタル化への対応、体系的な消費者教育の推進体制、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育というような3つの課題が挙げられておりますので、これらに関する議論も深めてまいりたいと思います。

さらには、コロナということがなかなか収束しないような状況もございますので、また新しい課題が出てくることも十分考えられますが、いずれにいたしましても、その時々に必要なテーマについて、皆様方の御協力を得て議論をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、議題の2番目に移らせていただきます。

私、会長が不在の場合に代理をしていただく会長代理についてということでございます。第3期から引き続き委員として参加していただいている岩本委員にぜひお願ひしたいと思っておりますが、御承認いただけますでしょうか。

(委員首肯)

○東会長 マークやリアルな拍手で御承認いただきまして、ありがとうございます。

岩本委員、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岩本委員 御指名でございますので、務めさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。お世話になります。

○東会長 お願ひいたします。

それでは、岩本会長代理に、ぜひ一言まず御挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○岩本委員 どうもありがとうございます。

自己紹介も簡単に兼ねさせていただきますと、私は法律、経済法、消費者法という分野が専門でございまして、第3期から務めている岩本でございます。

今、大臣、会長がおっしゃられましたとおり、まず成年年齢引下げという直近の大きな課題があって、成年年齢引下げを迎える今も大事ですけれども、引き下げられた後がより

大変なことがいろいろ起きることが予想されますので、しっかり努めてまいりたいと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

○東会長 どうもありがとうございました。

それでは、議題3に移らせていただきたいと思います。

第5期の委員の皆様に、自己紹介を兼ねて簡単に一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。時間も限られていますので、大変恐縮ですが、お一人1分程度ということで御挨拶をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、岩本会長代理と私が今お話をさせていただきましたので、その2人を除きまして五十音順ということで進めてまいりたいと思います。

まず、安藤委員からお願ひできますでしょうか。

○安藤委員 お世話になります。遅れてすみません。入れなくて申し訳ありませんでした。

私、日本社会福祉士会の副会長をしております安藤千晶と申します。

今期、山崎前委員と交代させていただきまして、私、初めてですので、いろいろと御教示いただきたいことがたくさんあります。ぜひよろしくお願ひいたします。

○東会長 安藤委員、どうもありがとうございました。

それでは、飯泉委員、お願ひいたします。

○飯泉委員 徳島県知事、そして、前全国知事会長の飯泉嘉門でございます。

私は2期目から参加をさせていただいております。

徳島におきましては、令和2年7月30日、日本の中央省庁の中で初めて本府機能が地方へ展開された消費者庁新未来創造戦略本部の皆様方とともに、また、国際消費者政策研究センターの皆様方とともに、国際フォーラムなど、このコロナ禍ではありますが、オンラインとリアルを合わせたハイブリッド方式で毎年開催させていただいております。

また、いよいよ今年4月に迫りました成年年齢引下げに向けて、「社会への扉」の全国展開など、消費者庁の皆様方と連携して、様々な徳島モデル、また、地方からの発信をさせていただいているところであります。

特に第4期の大きなテーマ、あるいはG20消費者政策国際会合の場のテーマでもありました、デジタル社会における消費者問題・課題にいかに取り組んでいくのか。特に、今では「誰一人取り残さない」各ライフステージに応じた消費者教育といった関係で、全国知事会から提言をし、出来上がった1人1台のGIGAスクール・タブレット型端末を使う、こうした意味では、デジタル教材といったものも今、消費者庁の皆様方と全国展開させていただいているところでありますので、これからは「誰一人取り残すことのない」ということですから、高齢者の皆様あるいは障害者の皆様方にとってみても使いやすいような教材をスマホなども活用しながら使うことができればと考えておりますので、これからも御理解と御協力、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○東会長 飯泉委員、ありがとうございました。

続きまして、色川委員、お願ひいたします。

○色川委員 こんにちは。静岡大学の色川でございます。

消費者教育推進会議には3期目から関わらせていただいております。

私は消費者教育や消費者行政が専門で、全国の地方自治体による消費者行政や消費者教育の実態を調べたり、歴史を調べたりしています。

また、現在、地元である静岡では、消費者行政や消費者教育に係る様々な事業に関わらせていただいております。

今期の推進会議では、今も飯泉委員がおっしゃっていましたが、これまでいろいろな施策がやられているのですが、それに対してどういう効果があったのかという検証を含めて検討できればと思っていますし、また、今後どういう施策が具体的に求められるのかということを考えられたらと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 色川委員、ありがとうございました。

続きまして、柿野委員、お願ひいたします。

○柿野委員 よろしくお願ひします。消費者教育支援センター専務理事・首席主任研究員の柿野成美と申します。

私は第1期の頃に小委員会の専門委員を一度させていただいたことがあります、推進会議の委員は今回初めてとなります。

消費者教育支援センターは、1988年の国民生活審議会報告書「消費者教育の推進について」を受けて、1990年に当時の文部省と経済企画庁の共管法人として設立された消費者教育の専門機関となります。消費者教育に関する教材作成や担い手の研修、そして、近年では消費者教育推進法を受けて地方自治体の支援を積極的に行ってています。

ちょうど推進法が成立、施行して10年という節目の年ですので、ぜひこれまでの効果検証あるいはさらなる課題について皆様と一緒に議論させていただけたらと思っています。
どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 柿野委員、ありがとうございました。

それでは、川野委員、お願ひいたします。

○川野委員 第4期から引き続き委員を務めさせていただきます。公益社団法人全国消費生活相談員協会の九州支部の支部長をさせていただいている川野です。

全国消費生活相談員協会について簡単に御紹介させていただきます。全国の消費生活相談窓口に勤務する消費生活相談員を主な会員としております。今、全国で1,700名近くの会員が消費生活相談、消費者啓発活動をしております適格消費者団体です。

先ほどから皆さんがキーワードとしておっしゃっている成年年齢引下げにおいて、私どもの会員も、4月1日から成年を迎える若者に対して日々啓発に取り組んでいるところなのですが、このコロナ禍において対面研修が中止という連絡も今たくさん入ってきておりまして、それに対して、とにかくオンラインでやりましょうとか、オンデマンドでということで、現在可能な限りの方法を提案して実施しているところでございます。

消費生活相談員が主な会員でありますので、現場の情報や意見を皆様にお伝えできれば

と思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 川野委員、ありがとうございました。

それでは、坂倉委員、お願ひいたします。

○坂倉委員 私は公益社団法人消費者関連専門家会議、略称ACAP（エイキャップ）と呼んでおりますが、ACAPの専務理事をしております坂倉でございます。

この会議には第3期からの継続参加で、今期で3期目となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

ACAPとは、企業や団体の消費者関連部門の責任者、あるいは担当者が業種を越えて集う組織でございます。

皆様方には、日頃からACAPの活動に対して御支援、御理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

この会議では、事業者団体の立場から少しでも議論のお役に立てれば幸いでございますし、私もこの場でいろいろ学ばせていただいて、今後の私どもの活動に反映してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 坂倉委員、ありがとうございました。

坂本委員と生水委員は先ほど遅れて御出席と伺いました。また、高山委員は御欠席と伺いましたので、武井委員、お願ひいたします。

○武井委員 金融広報中央委員会の会長を2019年から務めております武井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

金融広報委員会というのは全国47の都道府県にございまして、私ども中央委員会というのは、それを統べるといいますか、お手伝いをするという意味で昭和27年に出来上がっておりまして、いわば金融教育あるいは正しい金融知識を身につけるということを国民運動として展開しております。

見えないのですけれども、私の後ろに額があって、初代の会長は大河ドラマに出ていた渋沢栄一の孫の渋沢敬三氏であります。渋沢さんほどとはいきませんけれども、私も精いっぱい務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

○東会長 武井委員、ありがとうございました。

それでは、楯委員、お願ひいたします。

○楯委員 経団連消費者政策委員会企画部会長の楯でございます。

前任の青木委員より引き継ぎまして、今期より初めて消費者教育推進会議に参加させていただきます。不慣れなことも多いかと思いますけれども、どうぞよろしく御指導ください。よろしくお願ひいたします。

実業の方としては、コンビニエンスストアのローソンで、コミュニケーション本部という広報をつかさどる部署の役員を務めております。コンビニは小売業であり、一番消費者の方に近い業務になるかと思いますけれども、私は広報という部署でメディアの声を聴くということも行っていますので、両方の側面で皆様と様々な議論をさせていただけたら

よいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 楢委員、ありがとうございました。

続きまして、田中委員、お願ひいたします。

○田中委員 こんにちは。NPO法人スマセレの代表をしております田中と申します。

この会議は初めて皆さんのお仲間に入れていただけるということで、いろいろ学べたらと思います。

消費者教育に関わり始めたのが大学1年生のとき、2012年、今からちょうど10年前に兵庫県で「くらしのヤングクリエイター」という学生の消費者リーダーとしての活動がきっかけで、そこからいろいろ大学生協とかの活動をしていたのですけれども、引退したときに、その「くらしのヤングクリエイター」というものはなった後、なかなか活動がちゃんとできていないというところから、学生団体という形で、賢い選択、スマートセレクトにちなんで学生団体スマセレというものを立ち上げて、そこから2018年にNPOにして今活動しているという形になります。消費者教育を中心に、キャリア教育とか地域活性農業、さらには、若者が多いということで就職とか結婚の相談まで広く取り組んでいる団体になります。

個人的には福祉のほうで障害者の就労支援とかもしていますので、直近の成年年齢引下げというのがあるので、いろいろ若い立場から発信して、またいろいろ吸収できればと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○東会長 田中委員、ありがとうございました。

続きまして、永沢委員、お願ひいたします。

○永沢委員 私、永沢裕美子と申します。私も3期からでございますので、今期で3期目になります。

私は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、通称NACS(ナックス)の副会長を務めています。

NACSにおきましても、成年年齢引下げは大変重要な課題と捉えております。現在、デジタル対応した教材を2つ作っており、近くリリースする予定であります。

また、NACSはICTとエシカル消費に関する教育に特に力を入れており、現在、その「担い手となるリーダー育成を進めております。

個人的には、先ほど武井委員が金融広報中央委員会のお話をされましたけれども、私は、その下に金融経済教育推進会議が2013年に設置されたときから委員をさせていただいておりまして、NACSとは別な市民グループにおいて、金融教育に長く関わってまいりました。

本日の資料の中で、情報商材や暗号資産をめぐるトラブルが若い方の間に増えているということが記載されていますが、消費者庁の方が守りの教育なら、金融界、金融広報中央委員会のほうは攻めの金融教育ということになるでしょうか、この2つが連携できるような一つの新しい展開が次の期にできるといいと思っております。

私からは以上でございます。いろいろと至らないことが多いのですけれども、皆様と一緒に

緒にいろいろなことが実現できたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○東会長 永沢委員、ありがとうございました。

それでは、長島委員、お願ひいたします。

○長島委員 さいたま市立白幡中学校校長の長島淑子と申します。小中学校の技術・家庭科の指導をしてきた現場の教員の経験者という立場で参加させていただきます。今期初めてでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 長島委員、ありがとうございました。

それでは、中村委員はまだ御到着ではないですね。

前田委員、お願ひいたします。

○前田委員 失礼いたします。奈良県教育委員会事務局の教育次長、前田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。初めて委員として参加いたします。

私事ですけれども、私が消費者教育を意識し始めたのは1970年代半ば、中学校の家庭科の授業がきっかけだったように思います。中学校、高校と同じ家庭科の教員に御指導いただきまして、毎時間、授業の導入のときに、先生の消費行動を紹介されることを通して、賢い消費者になれということを私たちに訴えておられたことが今も強い記憶として残っております。

こうした経験だけがきっかけになったということではございませんが、私は高校の家庭科の教員として20年近く勤めた後に、教育委員会事務局で小学校、中学校、高等学校の家庭科の指導主事等として勤め、特別支援学校、高等学校の管理職を経て、2年前から教育次長として学務に関わる教育行政に携わっているところでございます。

消費者教育は、学校教育において大変大きな課題の一つであると考えております。単に課題であるというだけでなく、学習の定着ということが長年の大きな課題であると思っております。時代の流れとともに新たな消費者問題が次々と出てくる中で、消費者が声を上げ、法整備がなされ、行政や事業者による対応などが行われてきたところでございますけれども、消費者を保護するというだけでなく、問題に巻き込まれない自立した消費者を育成していくという視点で消費者教育が重要であるというのは言うまでもないことでございます。

消費者庁では、知的障害をもつ特別支援学校高等部向けの教材も開発していただいたところでございます。各学校ではこれまで様々な研究を積み重ねながら、子供の実態に応じて消費者教育を展開してきたところでございますが、1人1台端末が整備された中で、今後、子供たちが自ら学べる教材の工夫や各発達段階に応じた教材内容の工夫など、まだまだ検討が必要であると思います。自立に向けてとても大切な教育内容であり、今後ますます充実していくことを期待しているところでございます。

もう一つ、今期の検討課題にもございますけれども、消費者教育を各発達段階で体系的に整備をしていく、そして、浸透と定着をさせていくということが大事なのではないかと考えております。

初めての参加で微力ではございますけれども、私自身も勉強させていただきながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 前田委員、ありがとうございました。

では、宮木委員、お願ひいたします。

○宮木委員 宮木由貴子でございます。今期初めて入れていただきました。よろしくお願ひいたします。

私は第一生命経済研究所というところでライフデザイン研究部長と主席研究員と2つの立場で仕事をしております。

当研究所では、1995年から全国に調査をかけて生活者のデータを取っておりまして、それをライフデザイン白書という形でまとめております。私、現場の経験はないのですけれども、こうしたデータのところで少しお役に立てたらいいなと考えております。

また、日本ヒープ協議会で38期、39期の代表理事を務めまして、こちらは事業者団体として企業と消費者をどうつないでいくのか、どういうふうに新しい関係を構築していくのかという点についてずっと模索を続けてまいりました。

こうした知見を、現在、自動運転の社会的受容性というところで、内閣府のSIPだったり、経産省、国交省だったりといった国プロにおいて生活者と生活者における技術のアクセプタンスですね。どういう形でSociety5.0というものを実現していくのか、技術をどういうふうに生活者に取り込んでいくのかといったところの研究も行っております。

本当に現場の経験がないので、どのくらい役に立つか分かりませんけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 宮木委員、ありがとうございました。

山田委員、よろしくお願ひいたします。

○山田委員 公益社団法人日本PTA全国協議会で副会長をしております山田と申します。よろしくお願ひします。

今回初めて出席なのですけれども、広島県のほうでは消費生活審議会に3年ぐらい関わせていただいています。

子供の成年年齢引下げは保護者としてはすごく気になっているところなので、そういうところは勉強させてもらわなければなと思います。よろしくお願ひいたします。

○東会長 山田委員、ありがとうございました。

そういたしましたら、皆様ありがとうございました。

あと、少し遅れて来られる委員の方々もいらっしゃいますので、またタイミングを見て御挨拶をいただければと思います。

今期、どうぞ皆様、よろしくお願ひいたします。

では、議題を進めてまいりたいと思います。

議題4は「今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）」となっております。

まずは、資料に基づいて、事務局から簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○吉村消費者教育推進課長 資料3－1、3－2に基づきまして、今期の消費者教育推進会議の進め方について、案として御説明をさせていただきます。

まず、資料3－1を御覧ください。

「1. 今期推進会議での検討事項」でございますけれども、まずは、来年3月に向けまして、基本方針の見直しについて御議論いただくとともに、第4期にて示されました課題などにつきましても御議論いただくということにしてはどうかと考えております。

「2. 進め方等」でございますけれども、基本方針の見直し案が確定するまでは、この会議を3～4か月に1回程度を開催させていただいて、基本方針の見直しを優先的に御議論いただき、基本方針の見直しについて御議論いただく中で、第4期の取りまとめ整理いたしました課題についても重点的に御議論いただければと考えております。その上で、基本方針の見直しの議論が終了した後で、個別の課題についても必要に応じて御議論いただければと考えているところでございます。

スケジュールのイメージにつきましては、資料3－2を御覧ください。

2月9日が本日の会議でございますけれども、その後、7月頃、10月頃、12月から2月頃にかけて1回から2回程度、こういった形で基本方針案につきまして御議論いただいて、基本方針の見直し案につきまして確定させていなければと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○東会長 どうも御説明ありがとうございました。

ただいま、今期の消費者教育推進会議の進め方ということで資料3－1、3－2に基づいて、概要を御説明いただいたところでございます。

こちらにつきまして、何か御質問や御意見などはございますでしょうか。いかがでしょうか。

冒頭から何度かお話としては出ておりますけれども、基本方針の見直しということが一つの大きなテーマで、それを優先的に進めつつ、第4期の取りまとめ示された課題についても重点的に議論をしていくということで、スケジュールについてもそちらにあるとおりです。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から御提案いただいたような形で、今期の消費者教育推進会議を進めていくということにさせていただきたいと思います。

では、次の議題に進ませていただきます。

議題5「『消費者教育の推進に関する基本的な方針』の見直しについて」でございます。

こちらもまた、資料に基づきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○吉村消費者教育推進課長 それではまず、資料4－1「消費者教育の推進に関する基本的な方針の見直しについて」と題する資料で御説明をさせていただきます。

まず、消費者教育推進に関する基本方針の見直しについて御議論いただくに際しまして、消費者行政の流れや消費者教育の位置づけ、これまでの取組状況、課題、消費者を取り巻

く環境の変化といったことについて、簡単に資料4－1で御説明をさせていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。

消費者行政の流れというものでございます。消費者行政につきましては、従来、左下の部分の消費者被害の防止といったところが中心的な取組でございましたけれども、その後、真ん中あたりの消費者教育の推進といったところに範囲が広まってまいりまして、昨今では、右のほうの消費者・事業者の協働や新型コロナウイルス感染症などの緊急時の対応といったものも課題になってきているということで、広がりが出てきているところでございます。

資料の2ページ目を御覧ください。

消費者教育といったときにどういったものが入っているかということでございますけれども、だまされない消費者を育成していくという視点に加えまして、自分で考える消費者といった観点での取組も行われております。こういった両面で行うことによりまして、消費者市民社会の形成やSDGsといったところにも通じることになると考えております。

資料の3ページ目を御覧ください。

直近の消費者行政の課題、大きくは丸が3つございますけれども、左から新型コロナウイルス感染症などの緊急時への対応をどうするかというところ、真ん中の取引のデジタル化への対応などのデジタル対応、3つ目のエシカル消費などのSDGsにどう対応していくかといったところが、直近の消費者行政としては大きな課題と考えております。こういったものも踏まえながら、基本方針の見直しにつきまして御議論いただければと考えております。

資料の4ページ目を御覧ください。

消費者基本計画の構成でございます。消費者教育推進会議で御議論いただきます基本方針は消費者教育の部分の基本的な方針でございますけれども、より広く消費者政策全般を対象としております国の計画といたしましては、消費者基本計画というものがございまして、昨年6月に改定が行われたところでございます。

簡単に内容を御紹介いたしますと、第2章では「消費者政策をめぐる現状と課題」といたしまして、消費者が多様化しているということ、また、コロナ禍における新しい生活様式などの社会情勢の変化といったものが指摘されております。

また、第5章でございますけれども、「重点的な施策の推進」というところで、消費者被害の防止、あるいはここで御議論いただきます消費者教育といったものについても記載されているところでございます。

こうした広範な消費者政策に関する基本計画も踏まえながら、基本方針の見直しにつきまして御議論いただければと考えております。

資料の5ページ目を御覧ください。

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の構成でございます。これは現行の基本方針の構成でございまして、平成30年に閣議決定されているものでございます。大きくは5

つの章から成っておりまして、消費者教育推進法に基づいて、「消費者教育の推進の意義」から5の「今後の消費者教育の計画的な推進」まで5章という構成になっているものでございます。

資料の6ページ目を御覧ください。

基本方針の具体的な内容の議論に入る前に、まず御議論いただきたい点が1点ございます。

消費者政策におきましては、国の計画的なものといたしまして、先ほど少し御説明いたしました消費者基本計画というものと、この会議で御議論いただいている消費者教育の基本方針の2つがございます。

地方公共団体におかれましては、こうした国の計画なども踏まえながら、御自身の計画をつくっていただいているところでございます。計画につきましては、2つつくられる場合もございますし、ほかの計画と一本化するという場合もございますけれども、地方公共団体御自身の計画をつくっていただいているところでございます。

地方公共団体からは、国の2つの消費者基本計画と消費者教育の基本方針のいつからいつまでという計画期間のずれがあることによりまして、片方の計画が改定されるたびに自分のところの計画を途中で見直しせざるを得なくなっていて負担になっているという御指摘がございました。このため、国の2つの計画の対象とする期間をそろえましょうということを政府として閣議決定を昨年12月にしたところでございます。

現行の消費者基本計画の計画期間につきましては令和6年度までの5年間、消費者教育の推進に関する基本方針につきましては令和4年度までの5年間となっておりますので、2つの対象期間の終期、終わりの時期をそろえまして、地方公共団体の負担を軽減しようということを考えますと、まず先に計画期間の終期が来ます消費者教育の基本方針につきましては、次期の対象期間に限ってではございますけれども、この見直しをするに当たりまして、7年間という期間としてはどうかと考えております。

また、これに合わせまして、一番下に※で書いてございますけれども、中間年で中間的な見直しを行うことによりまして、その時に必要なことがございましたら改定ができるような形にしてはどうかと考えております。

7ページ、8ページにつきましては、これまでの消費者教育の取組状況の主なものを整理したものでございます。

7ページ目でございますけれども、地方公共団体におきます消費者教育の協議会や、消費者教育の推進計画を、どのぐらい設置・策定されているかというところでございます。都道府県については記載されておりませんけれども、既に全ての都道府県で設置あるいは計画の策定済みでございますので、目標といたしましては、都道府県内の政令市と中核市で対応いただいている地方公共団体の割合を5割以上にするということが目標でございます。直近の令和3年4月現在でございますけれども、そういう対応がなされている都道府県は44分の14、44分の16という状況でございます。

8ページ目を御覧ください。

同じく消費者教育の取組状況ということで、消費者教育コーディネーター配置の状況でございます。全都道府県、政令市での配置を目指しておりますけれども、令和3年度の状況で申し上げますと、40都道府県での設置、16政令市での配置という状況でございます。

それ以外の消費者教育の取組状況につきましては参考資料6に記載しておりますけれども、説明は省略させていただきます。

資料の9ページ目を御覧ください。

消費者教育の課題でございますけれども、前期の消費者教育推進会議で次期の消費者教育推進会議における課題ということを整理いただきました。東会長からも御紹介いただきましたけれども、まず、基本方針の見直しに加えまして、デジタル化への対応、体制整備、消費者市民社会に向けた消費者教育といったものを課題として整理をいただいております。

10ページ目以降につきましては、消費者を取り巻く変化につきまして整理をした資料となっております。

10ページ目につきましては、高齢化が進んでいる、あるいは人口減少が進んでいるということを整理しております。

資料の11ページ目を御覧ください。

他方で、単身の世帯というのが増加傾向にございまして、下のほうでは自殺をされている方が11年ぶりに増加したということで、孤独・孤立といったところも一つ課題になるのではないかということで資料として整理しております。

資料の12ページ目を御覧ください。

これまでの委員の御挨拶の中でも触れられておりましたけれども、民法改正がされた結果、今年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるということで、18歳から親の同意がなくても契約ができるというところが大きな変化でございますので、その点について御紹介をしております。

資料の13ページ目を御覧ください。

近年は外国人が増加傾向にあり、直近ではコロナの影響もありまして少し減っておりませんけれども、中長期的には増えるということが期待されているということを整理しております。

資料の14ページ目を御覧ください。

国内のデジタル取引や越境的なデジタル取引が増えているという状況をお示ししております。

15ページ目を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症を受けた消費生活相談でございます。左側を見ていただければと思いますけれども、一時的に昨年の4月前後にかなり相談が増えておりました。具体的な内容といたしましては、マスクやキャンセル料といったものに関する御相談が多かったということでございます。

右側、消費者庁の対応といたしましては、注意喚起、それから、転売、品不足への対応、さらには、新しい生活様式における買い物などの場合での留意事項の呼びかけといったものを行ってまいりました。

16ページを御覧ください。

近年の状況といたしましては、自然災害も増えておりまして、16ページの右側でございますけれども、自然災害に関するような消費生活相談というのもかなり寄せられているという状況でございます。

資料17ページ目を御覧ください。

2015年の国連サミットで採択されました持続可能な開発目標（SDGs）につきましては、近年関心も高まっているというところで、いろいろな取組が進んでおりますので御紹介をしております。

また、18ページ目を御覧ください。

近年の消費生活相談の傾向を整理したものでございます。

若い方におきましては、インターネットや美容関係の相談が多い状況にございます。また、情報商材や暗号資産といったものに関するトラブルも若い方の割合が増えてきている状況でございます。

高齢者におきましては、通信販売に関する相談が増えておりまして、店舗購入、訪問販売、電話勧誘販売といったものの相談が少し減ってきている、また、架空請求の相談というのも減っておりますけれども、他方で、健康食品等の定期購入といったものの相談が増えてきているという状況でございます。

続きまして、資料4-2を御覧ください。

基本方針の見直しの論点案でございます。こちらにつきましては、基本方針を見直ししていただく議論に際しまして、事務局のほうでこういったところを少し修正してはどうかというところを簡単に論点として整理させていただいております。

現行の基本方針は平成30年につくられておりますけれども、先ほども御説明をいたしましたが、消費者の多様化、社会情勢の変化といったものがありまして、消費者を取り巻く環境というのはかなり変化してきているのではないかと考えております。こうしたことを踏まえまして、基本方針の見直しに当たりまして御議論いただきたい論点として整理をさせていただいております。

4-2の1ページ目の上のほうは、先ほども御説明しましたけれども、現行の基本方針の構成でございます。2つ目の○でございますけれども、基本方針の策定が平成30年でございますが、それ以降の変化といたしまして大きく2つ四角をつけておりますけれども、消費者の多様化、社会情勢の変化ということで社会のデジタル化等があると思っております。

こういったものを踏まえまして、2ページ目以降で現行の基本方針の構成を記載した上で、少し追記、修正をしてはいかがかと思っている論点につきまして、赤字や青字で記載

させていただいております。

資料4－2の2ページ目でございますけれども、まず「I 消費者教育の推進の意義」でございます。

「1 消費者を取り巻く現状と課題の部分」でございますけれども、こちらにつきましては、孤独・孤立化あるいは訪日・在日外国人の増加、社会のデジタル化、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けました新しい生活様式といった新しい事項を追加いたしまして、家計金融資産や電力・ガス小売自由化といった部分につきましては柱立てのほうからは落としております。

また、この会議の自己紹介をいただいた委員からも何度もございましたけれども、成年年齢につきましては、前回の基本方針のときはまだ議論でございましたけれども、施行が予定されているということで、成年年齢引下げの施行という形で記載をしてはどうかと考えております。

1の（2）につきましては、「インターネット」という表現から「デジタル」という表現に改めております。（3）につきましては、大震災に限らない自然災害といった場合の緊急時への対応という形で一般化するとともに、悪質商法もそういった自然災害時に出ておりますので、そういうものを追記してはどうかと考えております。

また、（5）でございますけれども、消費者基本計画の見出しなども参考にいたしまして、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」といった見出しにするとともに、SDGsや持続可能な社会への関心が高まっているというようなことの記述もしてはどうかということで追記をしております。

資料4－2の3ページ目を御覧ください。

（1）の消費者教育の意義でございますけれども、被害に遭わない、それから、よりよい社会に積極的に関与、消費者市民社会の実現といったものがより明確になるような表現にしてはどうかということで、修正の提案をしております。

（2）消費者市民社会の意義につきましては、消費者市民社会の意味を明確にするとともに、SDGsとの関係や事業者と消費者の協働の強化というのも記載してはどうかと考えております。

それから、少し飛びまして、資料の4－2の4ページ目を御覧ください。

一番上でございますけれども、委員からの御挨拶にもございましたけれども、誰一人取り残さない包摂性のある社会を目指していくということが明確になるような視点を少し追記してはどうかと考えております。

また、資料4－2の5ページ目を御覧ください。

IIIでございますけれども、（2）の地域社会のところでは、例えば消費生活センター以外の部分での消費者教育、あるいはコーディネーター、コーディネート機能といったところが前期でも重要というお話をいただいておりますので、そういうものを追記しております。

また、高齢者・障害者などへの見守りといったところにつきましては、誰一人取り残さない形でのデジタル化の推進というのも大事ではないかということで追記しております。

資料の6ページ目を御覧ください。

職域のところでございますけれども、消費者団体との連携・協働といったものも大事ではないかということで記載をしております。

また、2の担い手の育成・活用の部分でございます。（3）の消費者団体・NPO等というところでございますけれども、連携の相手方といたしまして、事業者・事業者団体も含むという形で明記するとともに、団体の支援といたしましては、地域で活動するような団体さんの情報提供ということを例示してはどうか。さらに、デジタル関係のトラブルについて、啓発、情報提供といった支援が必要ではないかということを記載しております。

さらには、（4）につきましては、支援というよりは最近では協働という言い方をしているので、「協働」という言い方にしたまではどうか、（5）につきましては、コーディネーターというものも重要になってきておりますので、コーディネーターということを少し追記しております。

それから、7ページ目を御覧ください。

（6）の国による働きかけの部分につきましては、地域で活動する団体に関する情報を提供するといったことで、連携・協働を支援していくというのがあるのではないかということで記載をしております。

また、（7）につきましては、コーディネーターの育成・配置といったところにつきまして、調整機能を実効あるものにするということを踏まえますと、育成・配置も進めしていくといったところが必要ではないかということで追記をしております。

それから、「3 消費者教育の資源等」の（2）でございますけれども、消費者市民社会の意義、実践活動の情報提供の後にあります教材の開発につきましては、教材が既に開発されているということで落としてはどうかということと、（3）の情報収集・提供につきましては、先ほど来出ております誰一人取り残さないという視点を追記してはどうかと考えております。

資料の8ページ目を御覧ください。

前のページから続いておりますけれども、（3）の情報収集・提供のところにつきましては、情報提供の在り方の一つといたしまして、デジタル技術の活用というのも追記してはどうかと考えております。

最後に、資料の9ページ目を御覧ください。

（2）の都道府県・市町村での消費者教育の推進のところでございますけれども、協議会の情報提供の場に代えまして、先進的な取組事例の収集・情報提供といった形にしてはどうかということで記載をしておりますとともに、「2 基本方針の達成度の検証」につきましては、先ほどの基本方針の期間を仮に7年とした場合でございますけれども、中間年である4年を目途に中間的な見直しをするという形にしてはどうかと考えております。

また、（3）の指標化の調査研究のところにつきましては、過去の消費者教育推進会議の議論を踏まえまして、調査項目の追加等も行われているということで、調査研究のところは落としてはどうかということで修正の提案をしております。

資料4-1、4-2の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○東会長 ありがとうございました。

資料4-1のほうは消費者基本計画、基本方針、地域の推進体制の整備状況、そして、第4期の取りまとめプラス消費者を取り巻く現在の環境の変化といったことの御説明がございまして、資料4-2は、そういったものを踏まえた上で今回の基本方針の見直しについてこういう点が論点として考えられるのではないかという御提案でございました。

先ほど、資料4-1のほうで第4期の推進会議の取りまとめについてのお話があつたかと思います。9枚目のスライドです。こちらについては、分科会の取りまとめということで、座長を坂倉委員にこれまでお願いしてきたという経緯がございます。参考資料1「第4期消費者教育推進会議分科会等の取りまとめ概要」というものも準備していただいておりますので、坂倉委員、この分科会の座長を務めいただいた上で、何かポイントとなる点などについて少し御説明をいただけするとありがたいと思っております。いかがでしょうか。

○坂倉委員 坂倉でございます。

それでは、前期第4期に実施いたしました2つの分科会、ともに座長を務めた私より、簡単にポイントのみ御報告させていただきます。

資料は参考資料1を御覧いただきたいと思います。

まずは、全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会についてです。

参考資料1の1ページ目を御覧いただきたいと思います。

この分科会では、地域における消費者教育の推進に向けて、消費者教育推進計画の策定、PDCAサイクルの確立と地域協議会の体制強化などによる実効性確保のための支援方策を検討いたしました。自立した消費者の育成に向けて、全世代を対象に、体系的に消費者教育を行うこと、多様な関係者や場がつながることが重要でございまして、そのためには「つながり」と「計画的」の2つのキーワードが重要である。そして、そのベースとしまして、消費者教育を行うことのメリット、消費者教育の意義をしっかりと伝えることが必要であるといたしました。

そして、地方公共団体に対しましては、コーディネート機能を発揮していただいて、消費者教育の機会の確保に計画的に取り組んでいただくことを期待するとともに、国に対しましては、好事例の収集・紹介、あるいはモデル的な取組の創出を課題として提言させていただきました。

続いて、もう一つの分科会、社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会です。こちらにつきましては、同じく参考資料1の3ページ目の概要を御覧いただきたいと思います。

こちらの分科会では、デジタル化に対応した消費者教育の推進に向けた検討を行いまし

た。消費者教育といたしまして、重点化すべき内容として、1番目がデジタルサービスの仕組みやリスクの理解、2番目に批判的思考力に基づく的確な判断、3番目がデジタル技術を活用した情報の収集・発信、この3点を重点化すべき内容として定めますとともに、ライフステージに応じて重点化すべき内容を整理いたしました。

さらに、国における課題といたしまして4点提言をしております。1番目が各主体の取組の把握と連携の促進、2番目が担い手の支援・育成、3番目が誰一人取り残さないデジタル化のための支援、4番目がデジタルメディアを活用した効果的な情報提供。この4点を国の課題として提言をさせていただきました。

2つの分科会はどちらもテーマが大変大きな課題でございますので、この報告書をぜひベースにしていただいて、今期の消費者教育推進会議においても議論を深めていただければと思います。

以上、簡単ですが、分科会の御報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○東会長 どうもありがとうございました。

ただいま、推進会議の全体の取りまとめの補足といいますか、さらに分科会でも御議論いただきましたので、座長の坂倉委員に2つの分科会の取りまとめについて御説明をいただきました。

これらを受けて、この後、議題5の議論に移りたいと思っておりますが、今、生水委員と中村委員がこちらに入られているようですので、両委員につきまして、一言ずつ御挨拶をさせてよろしいでしょうか。

五十音順ということで、生水委員からお願ひいたします。

○生水委員 遅れまして申し訳ございませんでした。

滋賀県野洲市役所の生水です。消費者行政と生活困窮者支援の事業を担当しております。

野洲市の特徴としましては、平成28年に消費生活相談と生活困窮者支援を包括的に盛り込んだ野洲市くらし支えあい条例を制定しております。この条例は、売り手よし、買い手よし、世間よしの近江商人の精神であります三方よしの伝統を継承しまして、事業者と消費者がともに地域社会の発展を目指すことを基本方針としております。また、全国で初めての訪問販売登録制度を規定するなど、いろいろと特徴のある内容となっております。

あと、消費者安全確保地域協議会も設置しております、消費者庁、そして、警察から情報提供を受けまして、個人情報を活用した見守り活動等も力を入れて推進しております。

今回の消費者教育推進会議では、皆様から学ばせていただくとともに、相談現場の状況を踏まえまして、意見をお伝えさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 生水委員、ありがとうございました。

それでは、中村委員、お願ひいたします。

○中村委員 弁護士の中村と申します。第二東京弁護士会に所属している弁護士です。

消費者教育に関しては、日弁連の消費者問題対策委員会に入っていまして、消費者教育

推進法ができるちょっと前ぐらいからいろいろ関わっております。

あとは、成年年齢引下げも消費者教育と関わるということで、日弁連の意見書等を作ったり、いろいろなところで作業をしております。

消費者教育推進会議には第3期から関わらせていただいておりまして、第3期、第4期ときて、通例であれば終わりかなと思いましたけれども、第5期もということなので、今、5年目に入っております。今までいろいろ見てきたところ、消費者教育がすごく進んだところもたくさんありますが、成年年齢引下げのように新たに手当てが必要なところも出てきたりもしているので、なかなかこれで終わりとはいえないジャンルだと思いますけれども、長期的な視点、短期的な視点、両方を持っていろいろな意見を述べさせていただければなと思っています。

皆様におかれましても、よろしくお願ひいたします。

○東会長 中村委員、ありがとうございました。

坂本委員はまだ入られていらっしゃらないですか。議論の後になってしまふかもしれません、お見えになったら御挨拶をいただくようにしたいと思います。

それでは、議題5を進めてまいりたいと思います。

議題5の内容についてですが、大きく2つの点から御議論、御意見をいただきたいと思っております。

1つ目は資料4-1の中で御提案のありました内容です。6ページ目で基本方針の対象期間に関する御提案がございました。これについて先に御意見を伺いまして、その後、資料4-2のほうにありました基本方針の見直しの論点についてまた御意見をいただくということで、2つに分けて進めてまいりたいと思います。

では、資料4-1の6ページ目、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針について」となっておりますが、基本方針の対象期間について、次期に限って7年とするということでございます。消費者基本計画と消費者教育推進方針の期間のずれをそろえるということで、まずは先に今期の終わりが来る基本方針のほうを令和11年度までの7年間にするという御提案でございます。

こちら、何か御意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

飯泉委員、お願ひいたします。

○飯泉委員 ありがとうございます。

これは我々地方公共団体からの提案でもありますて、実はこうしたことはほかでも間々あるのです。ということで、地方として、やはり国のこうした施策と地方の施策をぴったり合わせていく。こうした意味でも、周期をぴったり合わせていただきなければ、結局、中途半端、また途中での改定ということになりますので、今回、イレギュラーではありますが、次回からきっちりと後発が合うという形のためには、今回のような措置はぜひお願いしたいと考えております。

それから、会長、4-2のほうは後でということなのですけれども、申し訳ないのです

が、時間の関係がありまして、もしよろしければ。

○東会長 早く出られるということでしたものね。では、御意見を承りたいと思います。お願いいいたします。

○飯泉委員 ほかの委員の皆様方、すみません。

この4-2のところは大変重要な点ということで、今回頭に書いていただいている、特にそのポイントとしての「消費者の多様化」と「社会情勢の変化」はきっちりとこの中に盛り込んでいくべきだと。そうした観点から言わせていただきたいと思います。

特に私のほうからは、「I 消費者教育の推進の意義」の中の1、2、3、ここに分かれているところでありますが、特に「1 消費者を取り巻く現状と課題」の中で、「社会情勢の変化」このところをきっちりと入れていく。その中の大きなキーワードとなるのは、やはり全編的に、個別のところにちらほら入ってくるのですが、そうではなくて、頭のところで「SDGs」はしっかりと位置づけたほうがいいのではないか。実は、この中の12番目の目標がいわゆるエシカル消費につながってまいります。消費者市民社会の構成といった点もそこに出できますので、やはり世界中で目指す「SDGs」を位置づけていただきたい。

それから、「誰一人取り残さない」というのもいろいろなところに出てくるのです。これもぜひこの中で最初に位置づけていただく。そして、その中で、後のほうに出てくるのですが、例えば4ページの一番上のポツで「誰一人取り残さない」というところがあるにもかかわらず、ここで抜けているのが、「年齢、性別、障害の有無等」となっているのですが、一番頭のところにも出てくる、今、家族でもって日本のワーカーとしておいでいただいている皆さん方がたくさんいる。こうした点を考えると、やはり「国籍」というものも入れて、そして、これはSDGsの10番目のダイバーシティーにつながってきますので、ぜひこの点も頭に入れておいていただければ、あとはそれに応じる形でそれぞれが読み込んでいくことができると思いますので、この点をぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

また、そうなりますとDXの話も出てくるのですが、今後、相談体制の在り方、若い皆さん方は成年年齢の引下げがありますので、若い皆さん方というのは0120にかけてというよりは、SNSを使って、しかも24時間対応といったことが非常にヒットしてきます。我々が高校生の相談や学生の相談、悩み事をLINEを使って24時間体制としないとなかなか反応が返ってこないといった点がありますので、ぜひこうした頭のところに置いていただければと思います。

そして、大きな2番目には「2 消費者教育推進の必要性」というのが出てくるわけであります。ここで「消費者の多様化」を入れて、だから教育の推進の必要性があるのだということで、頭のところにある成年年齢の引下げあるいは訪日外国人・在留外国人、孤独あるいは孤立化、高齢化の進行といったものを位置づけていただくと、後が非常にスムーズに流れていくのではないかと思っておりますので、ぜひ今後の検討の材料に加えてい

ただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 飯泉委員、ありがとうございました。

また後ほど確認させていただくようにしたいと思いますが、ただいまいただいた御意見も踏まえて、後半の議論につなげてまいりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、初めの議題5の1つ目の7年間にするというところです。今、飯泉委員からも地方の立場からの御意見、御提案ということでぜひにということでお話があったところでございます。

こちらは何か御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

坂倉委員、お願ひいたします。

○坂倉委員 ありがとうございます。坂倉でございます。

7年に変えて周期を合わせるというのは大賛成でございまして、このとおり進めたいだきたいと思うのですが、中間的な見直しについてですが、資料によると、6ページには、従前と同様、中間的な見直しの実施とあるのですが、7年間に延びたときの中間的な見直しを何回やるかということはよく検討していただきたいと思います。従前は途中で1回だったと思いますが、7年間に延びて1回というと、3年以上もそのままということになると、これだけ環境変化が激しい時代に見直しが7年間で1回でいいのかということにもなりますので、個人的には2回ぐらい見直してもいいのではないかと思いますが、7年間という方針自体には賛成いたします。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございました。7年については賛成だけれども、中間見直しを1回ということでなく複数回実施するという御提案でございます。

ほかに何か御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、まずは今期に限りということではございますけれども、基本方針の対象期間を7年間とするということにつきまして御承認いただけますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○東会長 記号やらうなづきやらいろいろですが、よろしいですか。ありがとうございます。

そして、ただしといいますか、それに伴って、中間見直しです。今までですと間で1回ということでございましたけれども、坂倉委員がおっしゃったとおり、7年間の中で間1回というのは、あまりにも今の社会情勢の早い変化を踏まえますと、回数が不足するよう思いますので、これを1回と言わず、2回程度ですか、以上ですか。複数回見直しの機会を得るということについても併せて御検討いただき、そういう方向で進めていきたいということをこの推進会議としての意見にさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○東会長 ありがとうございました。こちらはまた事務局とも御相談させていただいて、

御検討いただくということになろうかと思います。

それでは、議題5の2つ目ということで、見直しの論点について、今、既に幾つか飯泉委員からも御意見をいただいたところなのですが、これはいろいろと御意見が出るかと思いますので、また最後に少し時間があればまとめるということで、まずは御意見をいただきたいと思います。

というところで、坂本委員がお越しくださいましたので、坂本委員、最初に皆さん簡単に一言御挨拶をさせていただきましたので、坂本委員からもお願ひできればと思います。

○坂本委員 遅くなりまして恐縮です。鳴門教育大学の坂本有芳と申します。

徳島県において、消費者庁の徳島オフィスで客員主任研究官として、様々な調査研究プロジェクトや、今はデジタル教材の開発などに取り組んでいます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○東会長 どうぞよろしくお願ひいたします。

では、これで本日御出席予定の方は皆さんおそろいになりましたので、しばらくの間は見直しの論点に関する御意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、どうぞ挙手をして。

ありがとうございます。それでは、武井委員、お願ひいたします。

○武井委員 どうもありがとうございます。

私は、先ほど事務局の方から柱立てから落とすと言われた1の(1)の社会経済情勢の2行目の家計金融資産、これだけだと漠としていますけれども、私はこれ自体を落とすことは賛成ではないです。なぜかと言えば、人生100年時代と言われる中で、今、家計の健全なる金融資産の形成に社会の注目が非常に集まっているということで、あるいは国の方針としても、例えば4月から始まる新学習指導要領の下で高校の家庭科において資産形成の視点にも触れるようにするという文言が入っておりますし、ほかに金融資産の形成について述べているところはないですし、先ほど知事がおっしゃりましたように、社会経済情勢というところでしっかりと定義をするということは非常に重要だと思いますので、私としてはこれを何らかの形で残していくいただければと思っております。

以上であります。

○東会長 武井委員がおっしゃったように、学習指導要領、今後の新しい指導要領のことを踏まえますと、やはりこの辺りのところはきちんと押さえていただくといいかなという気がいたします。ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見をお願いしたいと思います。

では、生水委員、宮木委員の順番でお願いいたします。

○生水委員 ありがとうございます。

今お話し下さいました武井委員と関連するのですが、コロナ禍によって生活困窮者が非常に増えている状況の中で、社会福祉協議会が行っております特例貸付けが急増しております。現場でも多重債務の問題というのは非常に危惧するところでございますので、社

会経済情勢の中にやはり多重債務の問題はしっかりと位置づけていただきたいと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。

それでは、宮木委員、お願いいいたします。

○宮木委員 今の二つの御意見とほぼ連動しているのですけれども、コロナ禍によって、K字回復と言われているように格差が拡大しているというところで、非常に目に見えにくい多様性というところが高まっている。そこをやはり入れておくべきだと思うので、経済格差みたいなところも視点として入れるべきではないかなと思いました。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。

3名の皆様、基本的には同じ金融のことや経済格差のことというところもきちんと入れておくというような御意見でございます。

ほかにいかがでしょうか。

田中委員、お願いいいたします。

○田中委員 3点ありますて、まず1点目なのですけれども、Iの1の(1)の孤独・孤立化というところで、今、大学生とかを中心コロナによる孤独のパンデミックみたいなことが割と起こっていて、それに伴って、それこそ何かあったときに相談できないとか自殺などいろいろな問題につながっているなというところ、これが高齢者やいろいろなところと並べられているのですが、これはもうちょっとフォーカスしてもいいのではないかというのが1点目です。

それから、2点目なのですけれども、同じところの(3)の自然災害等の緊急時の中にエシカル消費というものが今入っているのですが、東日本の関係で自然災害のところに入っているのかなという気がするのですけれども、やはり10年たって、エシカル消費と言つても、今、どんどん幅広い意味になってきてるので、これはここよりも社会経済情勢みたいなところに、今、消費者の注目というのもそういったものが増えているのではないかということは若い人たちを中心に関わって思うので、それは違うところに入れたほうがいいのではないかと思います。

3点目は、先ほど飯泉委員が言われたように、SDGsとか誰一人取り残さないというのは、これから社会や企業などと連携していく上でキーワードなので、飯泉委員が言われていたように、最初のほうに大きく出すというのは私も賛成です。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。

SDGsの件、それから、孤独・孤立化のところは高齢化とは別にきちんと位置づけたほうがいいのではないかという御意見をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、柿野委員、永沢委員の順番でお願いいたします。

○柿野委員 柿野です。

私のほうから、重なる部分もあるのですけれども、3点ほど申し上げたいと思います。

先ほど田中委員からもエシカル消費の位置づけについて御指摘がありましたけれども、気候危機という非常に大きな変化の中で、消費者の役割としてエシカル消費が重要であるという位置づけを明確にしておく必要があるのではないかというのが1点目です。

2点目が、成年年齢引下げに向けて「社会への扉」を現場で活用するという方向性で消費者庁の取組が進んできたところですが、「社会への扉」はクイズを中心として知識を身につけるということに主眼が置かれている教材ですが、学んだ知識は時間がたつにつれて定着が難しいという徳島県での貴重な実証実験結果も出ているわけです。それを踏まえた上で、18歳になるまでの児童・生徒が自分ごととして問題を捉えて考え、社会に参加していこうとする態度を育む、社会参加につながる学びを保障していく視点を明確に打ち出していくべきではないかという点です。

3点目ですけれども、「コーディネーター」が中に幾つか入っているのですが、今後、地方で消費者教育を進めていく上で、重要な役割を果たすのがコーディネーターであると認識しています。地域の学びを創造するという観点でも重要ですが、特に地方自治体で学校での学びを充実させたい時に課題となっているのが、教育委員会との連携がうまく進まないという点です。教育委員会は課題がたくさんあって、なかなか消費者教育には取り組めない。そこを埋めていく消費者教育コーディネーターの役割というのは非常に重要で、例えば東京都のように、実際に設置した自治体では効果があったという報告もあります。そのため、例えば2番目の各主体の役割と連携・協働の中に、それぞれが連携していくかなければいけないということだけではなく、消費者教育コーディネーターがその役割を果たしていく重要な存在であるという位置づけを明確にしていくべきではないかと思いました。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。

永沢委員、続けてお願いいいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。

私も既に出た意見と重なりますが、

最初に、飯泉委員ほか、皆様がおっしゃっているように、今置かれている社会経済環境の認識のところに加筆していただきたいことがあります。武井委員が言われた、資産形成と言うべきなのか、あるいは経済的自立と言うべきなのか、金融の部分についての表現をもう少し考えて入れていただきたいと思います。資産形成の必要性プラス経済的自立といったところが重要なのではないかと思っております。

それから、エシカル消費の推進が消費者庁にとって重要な政策としていくことは理解しておりますし、その点は否定するつもりはないのですけれども、サステナビリティという枠組みの中でエシカル消費を位置づけたほうがよろしいのではないかと思います。下のほうでエシカル消費が出てきますけれども、上のところでサステナビリティなり持続可能な

社会というのを入れていただきたいと思います。気候変動、人権、多様性という3つがサステナビリティでは重要な要素となっていると思いますし、共通認識になっています。SDGsでもいいのですけれども、2030年で終わってしまうということなどを考えますと、SDGsではそのうちに古い概念になってしまいはしないかと感じます。

2番目ですが、これも御指摘のあったところですけれども、コーディネーターのところにつきまして、コーディネーターの具体的な機能化というところにつながるような表現を入れていただきたいと思っております。コーディネーターを増やすだけではなく、実際にこの次の期ではコーディネーターというものが具体的に見える形になるよう、何か具体的な取り組みがあるといいと思います。

3番目といったしましては、これは消費者教育の範囲ではないと言われてしまうかもしれませんし、以前、中村先生からはカスタマーハラスメントという言葉はよろしくないという御指摘もいただいているところではございますけれども、今、消費者と事業者との間のコミュニケーションの問題が非常に深刻な社会問題と化していると思います。カスタマーハラスメントに代わる表現を使って、マナー教育を消費者教育でやるべきかどうか、これも難しいところですが、モラルの問題だとも思いますが、そういうようなものを少し入れていかないといけないのではないかと感じておるところです。

それから、最後の検証のところで赤い書き込みが一つもなかったのですが、特に前期はコロナであまり活動ができなかつたという反省もあります。掲げた目標がどの程度達成できたか、もっと検証できるような形にしてはどうか、今期では、こんなことを検証しますという具体的な目標を掲げていったほうがいいのではないかなと思っております。例えば先ほど「社会への扉」の話が出ておりましたけれども、「社会への扉」を使って進めてきたことに関するこの検証とか、コーディネーターのこともそうですが、今までKPIとして数を立ててきたけれども、もう少し違う形の検証をして、質的なPDCAが回るようなことができないものかなと思います。具体的な言葉が思い浮かばなくて申し訳ないですけれども、もう一段頑張って表現をいただきたいと思っております。

私からは以上です。

○東会長 永沢委員、ありがとうございました。

柿野委員、永沢委員から、SDGs、サステナビリティ、それから、コーディネーターのこともお二人からいただきましたし、社会への扉の定着のことや、それとも関わって、PDCA、ちゃんと成果を質的に図るような指標のこと、消費者と事業者とのコミュニケーションの話など幾つかの視点を今出していただいたところでございます。ありがとうございます。

それでは、今お手が挙がっている岩本委員、色川委員、生水委員、お願いいいたします。

○岩本委員 ありがとうございます。岩本でございます。

手短に申し上げますと、皆さんの総論の部分からの書き換えとか追加の部分の御提案は全くそのとおりだと思いますが、その上で、これは第4期、昨年9月の終わりの際にも申し上げたのですけれども、いわゆるデジタル社会は、特にデジタル広告も含めてですが、

非常に進展してきている中で、いろいろな被害やトラブルが起きているのは皆さん御承知のとおりでございます。

それで、非常にすぐれたテキストであります社会への扉の拡充化、あるいは別の形でそうした情報や広告についてのテキスト等の作成は恐らく今後必要となってくるであろうということがございますので、今回の資料にございますけれども、ページで言いますと消費者教育の活用の7ページでございますが、「3 消費者教育の資源」というところの(1)の教材の作成・活用で、新たな、あるいは社会への扉1、2という形でもいいのですけれども、こうした現在の社会への扉ではまだフォローし切れていない部分につきまして、もう一度目配りをしながらよりよい教材の開発にぜひ着手していただければと思います。

その上で1つ気になった部分、これは改正前からでございますけれども、その中で消費者というところがございます。同じ7ページでしょうか。この(8)は今回修正の対象となってはおりませんけれども、ドットの2番目の後段のほうです。公正で健全な市場の参加者という自覚の育成、これは大変重要なことでございますが、実は事業者も当然市場の参加者であって、事業者と消費者がともに参加者である。消費者について公正で健全な市場の参加者という自覚の育成を求める一方、その前の6ページの(4)の事業者・事業者団体等にはこうした文言というか文章、項目は置かれていませんというところが若干気になるところでございまして、デジタル広告も含めて、業界団体と一緒にしていく際には、先ほどコミュニケーションという話もありましたけれども、やはり両者で健全な市場をつくり上げていくという視点が必要でありますので、それが消費者だけの役割と見えてしまうように(8)の文言が置かれているとすれば、そこはやはりバランスを取っていただく必要があるのかなと以前から気になっておりましたので、この場を借りて発言させていただきました。

どうもありがとうございました。

○東会長 ありがとうございました。

それでは、色川委員、お願ひいたします。

○色川委員 失礼します。

2点ほど私から考えてほしいと思っていることがあります。

一点は、これは前期で関わらせていただいたのですが、ポータルサイトの問題があって、今回改修されてよくなるはずだと思うのですが、これについても当然5期でも皆さんの中でチェックしていただき、よりよいものにしていくのがまさにデジタル社会の中では重要なことだと思いますので、その点についてどこかに盛り込んでいただきたいというのが一つです。

もう一つは、先ほど検証の話が出ましたけれども、消費者庁ができるかなりたちますし、この消費者教育推進会議も5期目ですよね。ということは、これまで10年近くの消費者教育の施策があるわけです。ですから、区切りとしてちょうどいい頃だと思いますので、この10年間というか推進法ができるからでもいいかもしれません、消費者教育の今までの

国の施策を検証しても良いのではないかと思っています。少し無謀なことを申し上げていますが、ここに盛り込めばと考えています。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。

それでは、生水委員、お手が挙がっていますのでお願いいいたします。

○生水委員 何度も申し訳ございません。

現場感覚で気づいた点をお伝えしたいのですが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関して記載があるのが 1 の（1）の新しい生活様式と（5）のSDGs、そして、持続可能な社会というところのみなのですが、今回のコロナ禍において当時、マスク、トイレットペーパー、消毒液といったものが店から買い占められてなくなったことによって、市民から多くの苦情が寄せられました。マスクについては高額になってしまったりすることで、転売禁止の措置も出ました。それを受け市役所では、回覧版で全戸に対して「トイレットペーパーは大丈夫です」「マスクの転売は禁止です」という啓発を何度も行ったという状況がございます。こうした状況を踏まえますと、（3）の自然災害等の緊急時といったところの記載の中に、パンデミック下における消費者行動、消費者被害等の啓発というものを書き込む必要性があるのではないかと考えますので、ぜひともここを検討いただければと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。

岩本委員、色川委員、生水委員、ありがとうございました。

繰り返しはできるだけ避けたいと思いますけれども、岩本委員からは、「社会への扉」にデジタル化に伴う新しい要素を加えた、その 2 ではないですが、そういうしたものも必要ではないかというような御意見や、事業者と消費者の位置づけ、特に事業者の位置づけに関すること。

そして、色川委員からはポータルサイトのチェック。これもずっと出ていることでございます。それから、検証ということで、全てのこれまでの消費者施策、消費者教育に関する施策をチェックしてもいいのではないか、そういう時期ではないか。

生水委員からは、自然災害のところにパンデミック下での消費者行動のことなどを入れてはどうかということでございました。

では、中村委員、川野委員、楯委員ですね。リアルな挙手とマークの挙手がございますが、順番にお願いいたします。

○中村委員 まず中村からでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

全体的なお話は、今拝見していて特に違和感はございません。

一点、成年年齢引下げに関して、前期と今期にまたがるお話で出てくると思いますが、現状、4 年前に引き下げられて、今度の 4 月 1 日に引下げが施行されるというタイミングに今ちょうど私たちはいるわけですけれども、先週、日弁連ではこの点に関するシンポジ

ウムをやりまして、これまでの国とか地方行政の施策がどこまで進んでいて、これからどんな課題があるかということをシンポジウムで取り扱って、様々なジャンルについて検討をしました。そのシンポジウムが、まずこれまでとは違ってかなりの人数の参加者があつて、この問題に対する関心が非常に強いなということをうかがわせました。

もう一点、このシンポジウムでは、消費者契約法とか多重債務、相談体制、マルチ、そして、消費者教育、それぞれのジャンルについて検討していったわけですけれども、4年間の施行までの準備期間があったにもかかわらず、やはり現状はなかなか厳しい。十分な準備で施行を迎えていたとは言えないのではないかというような意見が多かったです。この推進会議で扱うものは消費者教育ということになりますけれども、消費者教育以外のところも引き続き問題があるのだということを踏まえた消費者教育をまずしなければいけないだろうということと、消費者教育自体も進んでいる面もあるのでしょうかけれども、やはり先ほどお話が出たように、社会への扉一つとっても、その定着度というのは経年劣化してしまったりとか、いろいろなデータもありますし、それ以外にも消費者教育はいろいろなことやらなければいけないのではないかという問題があると思いますので、現状の認識を御記載いただくとすれば、やはりこの4年間について十分な消費者教育がなされた上で次のステップに行くのだという言い方ではなくて、やはり十分ではないという指摘がいろいろなところからなされているという視点からの指摘をしていただく必要があると思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。よく分かりました。

それでは、川野委員、お願ひいたします。

○川野委員 川野です。

私は、6ページの「2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用」というところで、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員、教員養成課程、免許状更新講習、現職教員研修に消費者教育に関する内容を積極的に取り入れとありますけれども、たしか10年ごとの教員免許更新制が廃止されると聞いております。多分22年度末ぐらいには廃止されるのではないかというお話が出ているのですけれども、私は全世代における体系的な消費者の教育に向けた連携に関する分科会のほうに参加させていただいたのですが、その中で、消費者教育において多様な関係者や場がつながることが重要ということで、地方公共団体さんのヒアリング事例の中にも、地域協議会の委員から消費者教育における課題を共有しているということで、教員免許状更新講習を選択領域の一つとして消費者教育の講座を創設された例もございました。教員免許状更新講習が廃止されるところで、やはり消費者教育の関係の方がどこかでそういった消費者教育の研修を受けていただいて、消費者教育について理解をしていただかないといけませんので、ここは更新制度に代わる教員の方への新しい研修とか情報提供を何か取り入れていただけないかなということがあります。

成年年齢引下げに伴い、教員免許状更新講習として、たしか国民生活センターさんで教職員の方が研修を受けられているのです。そういうものがもしかしたら受けられなくなってしまっても、そういう機会を失うことになりますので、これに代わる研修とか、どこかで教員の方がそういった研修を受ける手だてを何か考えていいかないといけないと思いますので、ここにやはり別の研修機会を創設していただきたいなと思いました。

私の意見は以上です。

○東会長 ありがとうございました。確かに教員免許状の更新講習については間もなく廃止ということになっておりますので、その点、それに代わるものということでの御意見はごもっともだと思います。

それでは、楯委員、お待たせしまして申し訳ありません。お願いいいたします。

○楯委員 ありがとうございます。

皆様の御意見はごもっともだなと思いながら拝聴しておりました。

一点、先ほど永沢委員から、カスタマーハラスメントというワードに言及いただいたかと思います。実は、コロナ禍の中で人々のストレスが非常に多くなっているということもあると思いますが、カスタマーハラスメントのような声が非常に増えていると、小売りの現場から聞いております。

一方、エッセンシャルワーカーという言葉も、コロナ禍の中で新しく聞かれるようになったと思いますが、医療従事者の方だけではなく、小売業や宅配業、さらには、保育所などでお子さんを預かっていらっしゃる方も皆がエッセンシャルワーカーなのだと言及ただけるようになりました。

そうした環境の中で、だまされない消費者、自分で考える消費者を育成するということについては会議冒頭に説明していただいたと思いますが、「自分で考える」ということの中に、自分の権利を守ることやだまされないということだけを考えるのではなくて、働き手、ワーカーの方、事業者も包括されるかもしれません、相手のこともきちんと考えていく、相手を思いやれる消費者の育成というのも、持続可能な社会のためには必要なのではないかと思い、その視点が消費者教育というものの中でもまだ弱いのかと思いましたので、発言させていただきました。

○東会長 ありがとうございました。今おっしゃっていただいたような御意見も、前期の緊急時における消費者行動のところでも一つの大変な視点として出ていたように思います。

そろそろ終わりのお時間も近づいてきているのですが、よろしいでしょうか。

では、申し訳ないのですが、安藤委員で最後にさせていただいて、あと追加があればまた事務局へお寄せいただくということにさせていただきます。

安藤委員、お願いいいたします。

○安藤委員 お時間のないところで申し訳ありません。

私、社会福祉士会ですので、現場のお話を少しさせていただきます。

先ほど生水委員からもお話があったと思うのですけれども、コロナ禍も原因があるので

ですが、生活困窮者が本当に増加しています。ですので、社会の経済情勢の中に困窮者の増加といった言葉も入れていただけるとありがたいなと思います。

それから、2番の消費者教育のところで被害に遭わない消費者とありますけれども、その教育はもちろんなのですが、実は私たちが支援をしている中で、加害者も実は被害者の方たちがすごく多かったです。オレオレ詐欺などは、働いている人たちが実は知的レベルの低い障害者であったり、その方が上手に使われてしまって、実は被害者なのだけれども加害者にされているというようなこともありますので、被害に遭わない消費者もそうなのですけれども、もっと加害者側のそれ以前の消費者教育というものができていったらしいのかなと思っております。障害の方たちで困窮している方が加害者になるという状況がすごく起こっておりますので、何か上手にそこの中に入れていただけたらありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○東会長 安藤委員、ありがとうございました。生活困窮者の問題と加害者となり得るという辺りですね。特にやはりこのコロナの中でこういった視点が大事になってくるように思います。

では、ほかにもまだ御意見はあるかもしれません、今いろいろ出していただきました。全部は御紹介し切れないのですが、一番最初の総論のところの社会経済情勢あたりのところはたくさん御意見が出ました。SDGs、サステナビリティのこととか、誰一人取り残さないという視点です。それから、今のコロナやパンデミックの話、DX、デジタル化の話、金融資産の話など、総論のところの全体的な見直しということが一つ。

それから、それ以外のところでも、例えば消費者と事業者のコミュニケーションに関する様々な視点とか、消費者教育の検証に関する御意見も何点か出たかと思います。そして、教材のこと、人材育成のことなどでしょうか。

ほかにも御意見をいただいたかと思いますが、恐らく事務局のほうでまた後できちんと確認をしていただけると思いますので、これらの御意見を踏まえて、ぜひ次回の会議におきまして、見直し案というものを事務局からお示しいただきたいと思います。

委員の皆様には、またその見直し案が出た段階で、引き続きこの議論を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の議題ということで、報告事項ということではありますけれども、議題6「成年年齢引下げに伴う動きについて」でございます。

事務局から簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○吉村消費者教育推進課長 資料5に基づきまして、成年年齢引下げに伴う動きについて簡単に御報告をさせていただきます。

資料5の1ページ目を御覧ください。

これにつきましては、前回も少しお話をしたかと思いますけれども、今回新しい委員の方もおられるということで少し御紹介をしております。

成年年齢引下げ前の最後の1年ということで、昨年3月ではございますけれども、関係

の4省庁、法務省、文科省、金融庁と消費者庁で成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーンという形で申し合わせ、実施してきております。

キャンペーンの内容につきまして、1ページ目の下側でございますけれども、地方公共団体・大学などへの働きかけ、関係団体への働きかけ、イベント・メディアを通じた周知、コンテンツの充実、活用の促進という形で取り組んできているものでございます。

具体的な消費者庁の取組については、資料の2ページ目に概要を記載しております。地方公共団体・大学等への働きかけというところでは、都道府県、大学等への文書発出ということに加えまして、直接地方公共団体を訪問させていただいて、地方公共団体でも様々な積極的な取組をしていただいていると思っております。

また、高校・大学向けの出前講座というのも消費者庁のほうで行っております。

関係団体への働きかけといたしましては、消費者団体や経済団体、金融関係団体、日弁連さんなど、こういった関係のある団体さんに協力の要請をさせていただいております。

また、イベント・メディアを通じた周知といたしましては、若者参加型のイベントや若者向けのイベントを使った取組、さらには、直接情報を届けるということで、特設ページやSNSといったものを使っての発信も行っております。

さらに、コンテンツといたしましては、啓発・講座動画といったものを御用意したり、チラシ、ポスター、教材といったものを作成しているところでございます。

資料3ページ目を御覧ください。

資料2ページ目は消費者庁の取組ですけれども、政府全体といたしましても、成年年齢引下げに向けて政府一丸となって取組を進めていこうということで、今年1月でございますけれども、関係閣僚会合というものを行いまして、岸田総理にも御出席いただいたところでございます。その際に取り組んでいこうというものを取りまとめたものが3ページ目でございます。上から教育、真ん中の広報・啓発、関係業界への働きかけという大きく3つの柱でやっていこうということでございまして、左からこれまでの取組、施行までの取組、施行後の取組という形で整理をしております。

大きな内容といたしましては、広報・啓発の真ん中あたりでございます。施行までの取組ということで、政府広報というものを使いまして、大型キャンペーンという形で実施するということも記載されているところでございます。

資料の4ページ目以降につきましては、消費者庁の具体的な取組の概要でございますので、説明は省略させていただきます。

報告としては以上になります。よろしくお願ひいたします。

○東会長 ありがとうございました。

消費者庁としても、それから、政府全体としてもということですけれども、成年年齢引下げに伴ってこれまでいろいろなことをやってこられているという御報告でございました。

また、先ほど中村委員の御意見にもありましたように、いろいろ取組をしているけれども、これでまだ完全な状態ではない、十分ではないということを前提に、次の方針の論点

などについても考えていくべきだというような御意見もいただいたところでございます。

こちらはよろしいでしょうか。皆様にまた御確認いただき、何かあれば事務局へ御質問等をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、以上で本日の議題を終了させていただきたいと思います。

最後になりましたが、伊藤消費者庁長官から一言御発言をいただけるということでございます。長官よろしくお願ひいたします。

○伊藤長官 ありがとうございます。消費者庁長官の伊藤でございます。

本日は、消費者教育推進会議の皆様方には、大変御多忙のところ、大所高所から、あるいは現場に即したお話をたくさんいただきました。本当にみんななるほどと思うことばかりだったなと私自身は思っております。本当にありがとうございました。

成年年齢の引下げあるいは孤独・孤立を含めて、消費者も変わっていますし、あるいは消費者を取り巻く状況も変わっております。

私どもとしても、直近の話で申し上げますと、特定商取引法、預託法の改正、あるいは取引DPF消費者保護法といったものをこの5月、6月に施行させていただきたいと思っておりまして、悪質事業者対策というものにもしっかりと取り組んでいるところであります。また、今国会では消費者契約法あるいは消費者裁判手続特例法といった民事のほうの話についても法案の提出を今準備しているところです。

こういった法制度でいろいろなことやっていくということも引き続き頑張っていきたいと思っているわけですけれども、一方で、だまされない、あるいは自分でいい消費をしていただくという消費者教育というのは、ますます大切な役割になっているなと思っています。

消費者教育自体は、国とかだけではなくて公共団体あるいは産業界の方、いろいろな現場で消費者に対して応援していただいている方、それから、先生方など、様々な方々が一緒になってやっていかないといけませんが、単にやればいいと言うほど単純なものではありません。そういう意味で言うと、完璧でこれで十分だということは恐らくないのだろうと思っております。ただ、消費者と言っても、先ほど来るように、消費者とは誰よというぐらい多様になっているわけですけれども、それぞれの人の立場に寄り添いながら、ぜひこの消費者教育について、一歩一歩必要なことを進めていきたいと思っておりますので、引き続き委員の皆様方の御指導を心からお願いいたしますと、私の最後の挨拶とさせていただきたいと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○東会長 伊藤長官、どうもありがとうございました。

そして、委員の皆様、ありがとうございました。

では、これで全ての議事が終了となります。

司会を事務局のほうにお返ししたいと思います。

○吉村消費者教育推進課長 東会長、進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、本日は御多用のところ、活発な御議論をいただきましてありがとうございます。

次回以降の消費者教育推進会議の日程につきましては、会長とも御相談の上、また後日事務局から御連絡をさせていただきたいと思っております。

以上で、本日の第31回「消費者教育推進会議」を終了させていただきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。